



一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
における事業者設定基準および離島供給に係る
燃料費調整制度関係事項届出書

令和4年12月27日

北海道電力ネットワーク株式会社

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
における事業者設定基準および離島供給に係る
燃料費調整制度関係事項届出書

北 ネ 企 第 2 5 号

令 和 4 年 1 2 月 2 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関連事項
を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第 8 条第 4 項	第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 1 1 条第 2 項	送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
第 1 2 条第 2 項	第 1 2 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 6 条第 2 項	託送収益，事業者間精算収益，電灯料（離島等供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費，送配電関連可変費または需要家費への配分基準
第 2 5 条第 3 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
第 3 2 条第 2 項	離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
第 3 2 条第 4 項	離島供給に係る燃料費調整制度における基準調整単価

第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第 8 条第 4 項関係]

1. 第 8 条第 3 項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第 2 第 1 表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の 7 部門（水力発電費，火力発電費，新エネルギー等発電費，送電費，変電費，配電費及び販売費）への整理の基準
(2) (1) の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第 2 表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。

別表第 2 第 2 表 活動帰属基準，配賦基準分類表

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
社債発行費	各部門設備別帳簿原価比	—
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比

2. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	上記以外の賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る)	—
社債発行費		各部門設備別帳簿価額比	—
電気事業報酬	特定固定資産	—	各部門設備別帳簿価額比
	建設中の資産	—	各部門設備別帳簿価額比
	運転資本（営業資本）	—	各部門設備別帳簿原価比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第 2 第 2 表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第9条第2項関係]

1. 第9条第1項第2号に規定する基準

変電費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、三需要種別のいずれにも応じて使用される変電設備に係る第一次整理原価（以下「受電用変電サービス費」という。）及び当該変電設備以外の変電設備に係る第一次整理原価（以下「配電用変電サービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

2. 変電費の配電用変電サービス費及び受電用変電サービス費への整理の基準
 (2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

	活動帰属基準	配賦基準
損害保険料	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比
社債発行費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—
法人税等	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比
電気事業報酬	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比

2. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
損害保険料	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比	—
社債発行費	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比	—
法人税等	—	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比
電気事業報酬	—	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
[第 1 1 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
雑給 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
消耗品費 (環境対策費を除く)	送配電関連固定費に配分する。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
事業者間精算費	送配電関連可変費に配分する。
委託費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
養成費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
諸費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
地帯間購入電源費	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
他社購入電源費	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
建設分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分する。

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 第12条第1項第6号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分について、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号に定める割合を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線及び計器等に係る費用並びに需要家設備の調査委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

配電需要家費のうち需要家設備関連費用については、需要規模、設備等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとに適切な整理を行うため、上記の値に基づき整理することとした。

託送収益，事業者間精算収益，電灯料（離島等供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費，送配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

1. 託送収益

	配分基準
送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち，第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

2. 事業者間精算収益

	配分基準
事業者間精算収益	送配電関連可変費に配分する。

3. 電灯料（離島等供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）

	配分基準
送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち，第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち，第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

4. 電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る、基準託送供給料金に相当する額を除く。）

	配分基準
送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費，第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第3項関係]

第25条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

- (1) 接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金
送配電関連設備の利用形態，使用期間に応じた原価の差異を考慮して，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。
また，接続送電サービス料金については，送配電関連設備の利用状況を踏まえ，標準接続送電サービスのほか，これに代えて選択できる次のサービスを設定する。

[時間帯別接続送電サービス]

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから，昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し，昼間と夜間の時間帯別に電力量料金率を定めるものとする。

[従量接続送電サービス]

自己等への電気の供給において，ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電力量料金率を定めるものとする。

[電灯定額接続送電サービス]

低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合で，使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額制料金を定めるものとする。

なお，臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービスおよび低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。

- (2) 夜間時間または負荷移行先時間に最大需要電力等が発生する場合の割引措置

高圧または特別高圧で供給する場合で，基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間または負荷移行先時間に1年を通じての最大需要電力等が発生し，かつ，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受けるときには，昼間時間と夜間時間または負荷移行元時間と負荷移行先時間の固定費負担格差等を勘案し，昼間時間または負荷移行元時間の最大需要電力等を上回る部分に応じて算定した割引額を，基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は，需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制，従量料金制および定額制により設定する。

3. 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

潮流状況を改善すると評価できる地域を、市町村ごとの発電電力量および需要電力量等から設定し、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する発電設備が、当該潮流状況を改善すると評価できる近接性評価地域（札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、千歳市、小樽市、江別市、岩見沢市、石狩市、恵庭市、北広島市、北斗市、登別市、滝川市、網走市、根室市、美唄市、赤平市、音更町、釧路町、七飯町、倶知安町、余市町、岩内町、南幌町および妹背牛町）に立地する場合は、当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が指定した当該発電設備に係る電気を調達する場合を除く。〕の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に割引額を算定の上、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

なお、平成 28 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電する場所で、旧近接性評価地域（上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局および根室振興局。ただし、近接性評価地域を除く。）に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以上の発電場所については、当分の間、近接性評価割引対象地域に含めるものとする。

また、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、旧近接性評価地域に立地し、かつ、標準電圧が 6,000 ボルト以上の発電場所に係る近接性評価割引単価は、受電電圧が標準電圧 100,000 ボルトをこえる場合の単価を適用する。

(別 紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
[第32条第2項関係]

石 油	1.0000
-----	--------

離島供給に係る燃料費調整制度における基準調整単価
[第32条第4項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価
		円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ. 電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 0 0 4
20Wまで	"	0. 0 0 9
40Wまで	"	0. 0 1 8
60Wまで	"	0. 0 2 5
100Wまで	"	0. 0 4 3
100Wをこえる 50Wまでごとに	"	0. 0 2 1
小型機器		
50VAまで	1 機器	0. 0 1 3
100VAまで	"	0. 0 2 5
100VAをこえる 50VAまでごとに	"	0. 0 1 3
ロ. 電灯臨時定額接続送電サービス		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 0 0 0
100VAまで1日につき	"	0. 0 0 1
100VAをこえ500VAまでの 100VAまでごとに1日につき	"	0. 0 0 1
1kVAまで1日につき	"	0. 0 0 7
1kVAをこえ3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	"	0. 0 0 7
ハ. 動力臨時定額接続送電サービス		
1日につき	1 kW	0. 0 0 8
(2) 従量制供給の場合	1 kWh	0. 0 0 1